

業 種	鉄道・軌道
取組分野	関係法令等の遵守確保
テ ー マ	同業他社の事例を踏まえた関係法令等の遵守方法の見直し
取組の狙い	動力車操縦者運転免許に付した条件に違反しないように、同業他社で発生した事例を踏まえ、運転士の視機能の具体的な管理手順を見直し、これに基づき確認することで関係法令等の遵守の徹底を図る。
具体的内容	<p>沖縄モノレールでは、動力車操縦者免許における視力の基準を満たしていない運転士が電車の操縦をすることがないように、以下の取組みを実施している。</p> <p>1. 従前より、運転士の適性検査（視力検査）結果の報告については、その速達性を考慮して、検査の受託医療機関から、検査終了直後に、沖縄モノレール総務課の担当者に電話で連絡することとしている。また、連絡を受けた総務課では、当該結果を運輸課に速やかに報告し、報告を受けた運輸課は乗務区へ連絡することとしている。</p> <p>一方、乗務区では、乗務助役を含めた全員の矯正視力のリストを作成し、添乗時に所定の眼鏡等が装用されているかを確認している。</p> <p>また、点呼時においては、毎月1回、眼鏡の所持等のチェックを実施している。</p> <p>2. 同業他社で発生した事例を踏まえ、運輸課では、社内における視機能管理の在り方の見直しを行い、平成23年度より、以下の手順を追加することとした。</p> <p>①健康診断時に「視機能検査結果報告書」を受診者に持参させ、検査結果を医療機関に記入してもらおう。</p> <p>②次勤務時に当該報告書を総務課に、また、そのコピーを乗務区に提出させる。</p> <p>③乗務区では、各運転士の健康診断受診日を確認し、初乗務時まで、当該報告書の検査結果を確認。</p> <p>上記手順を追加することで、視力検査直後に、基準を満たさない者が電車の操縦をすることがないように管理体制の強化を図った。</p>
取組の効果	本社運輸課と乗務区で当該取組みを実施することで、運転士の資質管理の更なる適正化が図られるとともに、社員の関係法令等の遵守に関する意識向上に役立っている。
事業者名	沖縄都市モノレール株式会社 業務部運輸課 (連絡先) 098-859-2692